熊本県医療型短期入所事業所等設置支援事業実施要項

**１　事業の目的**

　　在宅で重度障がい児（者）の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れる事業所に対し、備品の購入費の一部及び事業所において、常時の付き添いなど特別な支援を行った場合に要した費用の一部に対する助成を行うことにより、事業所の設置運営を支援することを目的とする。

**２　事業主体**

医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等。

**３　事業の内容**

1. 補助対象者

医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を当該年度中に新たに受け入れる下記事業所（以下「事業所」とする。）

・医療型短期入所事業所

・児童発達支援事業所

・放課後等デイサービス事業所

・生活介護事業所

・日中一時支援事業所

1. 補助対象経費

以下の内容を補助対象とする。ただし、②については医療型短期入所事業所が行う場合に限る。

①備品購入費助成

受入れのために必要となる送迎用自動車、医療用機器等（監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を表示する機器）等医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等）の備品の購入費用の一部を補助対象とする。

②運営費助成

特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障がい特性に応じて、ヘルパー（指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所又は指定行動援護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを提供する従業者をいう。）の派遣による常時付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部を、開設当初の一定期間助成する。

**４　補助の条件**

(１) 基準額（１事業所あたり）

　　①備品購入費助成

ア　送迎用自動車を購入する場合　７，０００千円以内

　　　この場合、送迎用自動車は５，０００千円以内、併せて購入の医療用機器等は２，０００千円以内とする。

イ　送迎用自動車を購入しない場合（医療用機器等のみ）　２，０００千円以内

　　　②運営費助成

　　　　ヘルパーの派遣による常時付添い等の特別な支援を行った場合

１日あたり２０千円以内とする。

(２) 補助額

①備品購入費助成

対象経費の実支出額と基準額の少ない方の額の４分の３とする。

②運営費助成

対象経費の実支出額と基準額の少ない方の額とする。一年間の上限は９６０千円とし、金額は予算の範囲内で決定する。

　(３）補助対象とならない経費

　　　①備品購入費助成

　　　　・車両購入に係る自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれらに係る消費税等）

　　　　・テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコン等障がい児（者）の支援に直接関係しない初度設備費、ユニフォーム等の被服費及び消耗品費

　　　②運営費助成

　　　　・当該事業所と指定居宅介護事業所等の間の移動に要する旅費

　　　　・その他指定居宅介護事業所等が負担することが適当とされる費用

　（４）その他の要件

　　　①備品購入費助成

　　　　・１事業所あたりの事業費が５００千円以上のものであること。

　　　　・補助対象となる備品等の購入は本年度中に完了するものであること。

　　　②運営費助成

　　　　・助成の対象期間は原則として事業所開設後１年間とし、年度の途中において事業開設後１年を経過する場合は、当該月分までとする。この場合、交付申請は各年度毎に行うこととする。

**附　則**

この要項は平成２７年１１月２４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

**附　則**

　この要項は平成２９年１月１８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

**附　則**

　この要項は平成２９年１０月２５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

**附　則**

　この要項は令和７年５月１２日から施行し、令和７年４月１日から適用する。